特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０５５号
東京都台東区西浅草２丁目13番11―901号
清算株式会社　株式会社ＮＳ
代表清算人　神内　正昭
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という。）とし、同債権を有する者を「協定債権者」という。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、未払の利息債権及び遅延損害金請求権については、第２の２記載の弁済時に免除を受ける。
3　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち別紙１に記載のものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
一般債権については、本協定認可決定確定後２週間以内に、別紙１の「弁済額」欄に記載の額を弁済し、残額については弁済時に免除を受ける。
3　前項にかかわらず、仮に今後換価未了の資産が発見された場合は、清算株式会社はすみやかに換価のうえ、各一般債権者に対して換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の比率に案分して弁済する。この場合においては、各一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　関係者債権
1　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち別紙２に記載のものをいう。
2　関係者債権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第４６号
岐阜県羽島市江吉良町1610番地
再生債務者　岩田光学工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区平河町２丁目４番13号　ノーブルコート平河町502号　ＮｅＯパートナーズ法律事務所　弁護士　長屋　憲一
平成28年11月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２８年（再）第４２号
東京都葛飾区東立石３丁目８番４号
再生債務者　株式会社松村金銀店
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年１月24日から平成29年１月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第４８号
千葉県八街市沖1339番地10
再生債務者　杉山　　剛
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月27日から平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第４０号
相模原市中央区宮下本町１丁目33番21号
再生債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月27日から平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第６２号
埼玉県春日部市本田町２丁目７番地５
再生債務者　長谷川純一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月28日から平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第２８号
茨城県牛久市ひたち野東４丁目33番地11
再生債務者　山田　卓志
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月11日から平成29年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再イ）第３０号
茨城県守谷市御所ケ丘３丁目16番地８
再生債務者　青木　　崇
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月11日から平成29年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再イ）第３８号
静岡市清水区江尻町14番13―３号
再生債務者　平野　賢市
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月26日から平成29年１月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２５号
茨城県土浦市若松町４番38号
再生債務者　大木　俊郎
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（再イ）第７２号
大阪府貝塚市三ツ松769番地15
再生債務者　岡田　悠嗣
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月26日から平成29年１月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２８年（再イ）第５０号
岡山県玉野市御崎２丁目11番17号
再生債務者　内田　誠季
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２９号
北海道旭川市豊岡５条７丁目１番28号
再生債務者　大川　裕加
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月５日から平成29年１月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第２４号
埼玉県羽生市北２丁目２番31号
再生債務者　小久保達也
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月５日から平成29年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部